令和７年度 従業員定期健康診断実施要領

１．実施の目的　事業所従業員の健康診断を実施し、従業員の健康管理に資すること。

２．対 象 者　工業・商業を問わず、全ての商工会員事業所の事業主及びその家族・従業員。

３．健診の種類　健診の種類は次のものとする。

（１）労働安全衛生規則第４４条の規定する一般健診及び特殊健診

（２）全国健康保険協会管掌健康保険の生活習慣病予防健診

４．実施期間　８月２１日（木）・２２日（金）・２５日（月）・２６日（火）・２７日（水）
８月２８日（木）・２９日（金）
９月　１日（月）・　２日（火）・　３日（水）は、商工会において実施

５．実施方法　**（１）一般健診及び特殊健診**（従来どおり）

各地域巡回にて実施し、健診時間は各日とも午前８時から午後４時とする。
商工会での健診は３日間とも午前８時から正午（受付終了１１時３０分）
※健診日時・場所は後日別途計画のうえ健診事業所へ通知。

（２）全国健康保険協会管掌健康保険の生活習慣病予防健診

９月１日（月）・２日（火）・３日（水）で商工会において実施。

６．健診内容

健診の種類	検　査　項　目	健診料(税込)
一般健診	○問診（既往歴及び業務暦・自他覚症状の有無） ○身体計測（身長・体重・腹囲等） ○血圧測定　○尿検査　○視力・聴力測定 ○印はすべての方が対象 ●血液検査　●心電図検査　●胸部レントゲン検査 ●印については、医師の判断により省略が可能。	１人　￥　6,200 ※検査されない項目があっても、上記料金となります。

健診の種類	検査内容	検査項目	健診料(税込)	健診方法
特殊健診（希望者のみ）	①胃部レントゲン検査	デジタル撮影	１人 ￥4,600	９月１日(月) ２日(火) ３日(水) 商工会において実施
	②眼底検査		１人 ￥1,800	
	③じん肺検査 ※	**指定業種については、３年に１度の受診が必要**	１人 ￥2,000	
	④溶接ヒューム検査	**じん肺検査と同時に実施 握力測定も行います**	１人 ￥2,700	
	⑤有機溶剤検査	・メタノール	１人 ￥2,000	一般健診と同時に実施
		・キシレン ・スチレン ・トルエン ・エチルベンゼン	１人 ￥4,200	
	⑥前立腺がん検査		１人 ￥2,500	
	⑦C型肝炎検査		１人 ￥2,600	
	⑧大腸がん検査		１人 ￥1,300	自己採取 欄外（注）を参照
	⑨子宮頸がん検査	ＨＰＶ検査	１人 ￥3,800	

（注）⑧・⑨は事前に商工会にて検査容器と説明書を受取り、健診日に診療機関に提出して下さい

※じん肺検査を受診される方は、必ず「じん肺健康診断結果のカード」をお持ちください。
書類がない場合は、じん肺検査を受けることが出来ません。

健診の種類	検　査　項　目（一般健診）	健診料(税込)	健診方法
生活習慣病予防健診	○問診・診察等 ○身体計測（身長・体重・腹囲等） ○血液検査（肝機能・血糖・脂質・貧血・尿酸等） ○血圧測定　○尿検査 ○心電図検査　○視力・聴力測定 ○便潜血反応検査　○胸部レントゲン検査 ○胃部レントゲン検査 ※付加健診・乳がん・子宮頸がん検診は対応できません。	1人 ￥5,282 ※検査されない項目があっても、上記料金となります。	9月1日(月) 2日(火) 3日(水) 商工会において実施

（注）対象者　健康保険の被保険者（**35歳～74歳の方**）で健診を希望する方
但し、「生活習慣予防健診対象者一覧」にお名前があっても、健診日に75歳を迎えている方は、対象から外れます。
協会けんぽへの申込は不要です。
協会けんぽより届いている「対象者一覧」を商工会に提出して下さい。
（FAX　０５６３-７３－６６３３）

ストレスチェック	1人　￥800（税込）	申込を希望される場合、面接指導医師(産業医)・実施事務従事者の設置が必要となります。 設置のない場合、申込をお受けできません。

7．健診料の支払い　健診終了後、一括して商工会において集金。

中小企業共済加入事業者の皆様へ

中小企業共済に加入している事業者には、被保険者1名につき生活習慣病予防健診補助（5,000円）又は定期健康診断補助（1,500円）の助成制度があります。

〈対象となる者〉　生活習慣病予防健診補助（5,000円）
・一般健診と胃部レントゲン検査との一括受診者。
・全国健康保険協会管掌健康保険の「生活習慣病予防健診」の受診者。
定期健康診断補助（1,500円）（上記以外）

〈補助券の取得と使用〉　①加入者につきましては、補助券を商工会にて一括申請させて頂きます。
②取得した補助券は、今回の健診で健診料に充当します。
③全国健康保険協会管掌健康保険の「生活習慣病予防健診」にも利用可能です。

8．申込み方法　下記の所定申込書に必要事項を記入のうえ商工会事務局へ提出。
・令和7年度従業員定期健康診断申込書
・協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診される方は、「対象者一覧」

一色町商工会　ＦＡＸ　０５６３-７３-６６３３
E-mail　isshiki-sci@katch.ne.jp

9．申込締切日　**５月３０日（金）　厳守**

10．診療機関　**西尾市医師会健康管理センター**　西尾市熊味町小松島３２　TEL(0563)57-1451
半田市医師会健康管理センター　半田市神田町１－１　TEL(0569)27-7886

11．主　催　**一色町商工会工業部会　西尾労働基準協会一色分会　一色鉄工会**
三河一色えびせんべい組合　西尾法人会一色支部

令和７年度　従業員定期健康診断　注意事項

一色町商工会

・生活習慣病予防健診を受診の方へ

「協会けんぽ」から届いている「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診対象者一覧」を、商工会にご提出下さい。受診する方が分かるように、「対象者一覧」の一般健診に〇印を付し、健診予定日の欄に希望日をご記入下さい。

希望日：９月１日(月)・２日(火)・３日(水)のいずれか

別紙「令和７年度従業員定期健康診断申込書」に記入する必要はありません。

受診者全員が「生活習慣病予防健診」のみの場合は、「対象者一覧」の提出のみで結構です。

付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診には対応できません。

「協会けんぽ」からの指導により、特別な理由がない限り、胃部レントゲン検査が必須となります。①胃部治療中　②受診前に他の検診などで検査を実施している　③アレルギー・妊産婦など　④当日の体調（医師の判断）など特別な理由がある場合を除き、胃部レントゲン検査は、原則キャンセル出来ません。

受診しない項目がある場合、協会けんぽからの補助が受けられない場合がありますのでご注意下さい。また、健診料につきましても正規料金の請求となりますのでご了承下さい。

・健診申込について

一色町商工会ホームページ上で申込書（EXCEL 形式）をダウンロードできます。ダウンロードした申込書に直接入力したものを提出、又はメールでお申込下さっても結構です。メールの場合は、件名を「健診申込」として下さい。

商工会　E-mail　isshiki-sci@katch.ne.jp

・商工会で健診を行われる方へ（９月１日(月)・２日(火)・３日(水) 各日午前８時～正午）

健診の受付は午前１１時３０分に終了しますのでご注意下さい。

・その他

診療機関からの申し出により、受診者総数が１０人以下の場合は巡回健診をお断りしております。ご理解とご協力をお願いいたします。

毎年、巡回行程の日程調整に苦慮しています。巡回健診を希望される事業所につきましては、出来る限り都合の悪い日を減らして下さいますようご協力下さい。